

特記仕様書

工 事 名：令和 7 年度川西町下永地区施設整備推進事業用地除草工事

工事番号：7 大和構ス第 1 号

作業場所：磯城郡川西町大字下永他

第 1 条

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書」「土木工事施工管理基準」「土木工事施工管理基準運用方針」によるものとする。

第 2 条 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 0 日まで

第 3 条 作業回数及び期間

① 除草作業：年 3 回

実施期間は、1 回目は 5 月中旬～5 月 3 0 日、2 回目は 7 月 2 2 日～8 月 8 日、3 回目は 1 1 月 4 日～1 1 月 2 8 日とすること。

ただし、現地の草の生育状況等により発注者の指示で作業回数及び時期を変更する可能性がある。

② 巡視作業：年 5 回

実施期間は、1 回目は 6 月 2 3 日～6 月 3 0 日、2 回目は 9 月 8 日～9 月 1 6 日、3 回目は 1 0 月 6 日～1 0 月 1 4 日、4 回目は 1 2 月 1 9 日～1 2 月 2 6 日、5 回目は 1 月 2 3 日～1 月 3 0 日とすること。

第 4 条 作業範囲

別紙図面のとおり

1 回目 平地部：約 136,199 m²、法面部：約 4,241 m²

2 回目 平地部：約 113,676 m²、法面部：約 3,569 m²

3 回目 平地部：約 120,715 m²、法面部：約 3,709 m²

第 5 条 作業計画

作業着手前に、監督職員と現場での打合せを行い、作業場所及び周辺の状況等注意事項を確認すること。

第6条 施工方法

除草は、平地部はハンドガイド式の草刈り機、法面部は肩掛式の草刈り機によること。

第7条 作業中における注意点について

- ① 草の刈取り高さは、10cm 以下とする。

ただし、現地条件により刈取り高 10cm 以下で施工できない場合は、監督職員と協議すること。

- ② 一日の作業工程は 飛散防止養生 → 草刈 を基本とする。

特に作業中の安全対策については車両および一般通行者等の通行の障害とならないよう厳重に注意を払うこと。

また、刈草を一時放置する場合、異常出火等に十分注意すること。

- ③ 道路、水路、鉄道、鉄塔付近については作業中、厳重に注意を払うこと。また、刈草を一時放置する場合は、道路、水路、鉄道、鉄塔に影響を及ぼさない範囲まで移動させ異常出火等に十分注意すること。

- ④ 自然に生えたと考えられる細い樹木についても刈り取ること。

- ⑤ 作業時の飛散防止養生は十分に行い、第3者に被害を与えない様に注意すること。

なお、飛散防止の費用は直接工事費に計上されている。

- ⑥ 刈草を水路内に落とさないよう注意し、水路内に落ち込んだ刈草は除去すること。

- ⑦ 巡視作業は第3条の実施期間において、作業範囲の巡視を行う。受注者は、巡視途上において、事業用地の管理に支障をきたす事実（塵芥が散在しており、景観を損ねるなど）を発見した場合は、直ちに監督職員に連絡するものとし、必要に応じて塵芥の処分等を行うこと。

第8条 塵芥の処分について

除草作業とともに、塵芥の収集・集積、現場外搬出を行う。搬入に際しては、可燃物、不燃物、資源ゴミの分別を行い、各市町村の処分場にて処分すること。施工計画書作成前に監督職員の指示に従うこと。

塵芥処分数量の報告は、本特記仕様書第3条の巡視作業5回目完了日の翌日までとし、変更契約の対象とする。

なお、以下に示す条件・手続きを遵守し、適切に処理を行うこと。

搬入場所	<u>可燃物</u>
	やまと eco クリーンセンター（山辺・県北西部広域環境衛生組合） 住所：〒632-0003 天理市岩屋町 459 番地 2
	<u>不燃物</u>
	やまと eco リサイクルセンター（山辺・県北西部広域環境衛生組合）

	住所：〒632-0004 天理市櫟本町 3246 番地 1 <u>資源ゴミ</u> 天理市清掃管理事務所 住所：〒632-0004 天理市櫟本町 3246 番地 1 電話：0743-85-7991
受入物の種類	<u>可燃物</u> 生ゴミ、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、草、生木、動物死体 <u>不燃物</u> 家具、家電、金属くず、ガラスくず、自転車、陶磁器くず ※バイク、自動車、土砂、コンクリート塊、アスファルト塊は受入不可 <u>資源ゴミ</u> 汚損していないカン・瓶・ペットボトル
受入可能日	月～金（土日祝は受入不可）
受入時間帯	川西町住民保険課受付 8：30～17：15（土日祝・年末年始を除く） 天理市清掃管理事務所持込 9：00～12：00、13：00～16：30 ※やまと eco クリーンセンター（山辺・県北西部広域環境衛生組合）、やまと eco リサイクルセンター（山辺・県北西部広域環境衛生組合）持込は天理市清掃管理事務所と同時間
1日の最大受入量	4 t（2 tトラック2台相当）
処理手数料	可燃物：160円／10kg（税込）各施設で支払 不燃物：160円／10kg（税込）各施設で支払 資源ゴミ：無料
持ち込みの制限	町内の可燃物・不燃物・資源ゴミに限る （可燃物、不燃物、資源ゴミの混載による搬入不可）
受け入れ条件等	下記のとおり
その他	搬入の際に本業務の契約書の写し及び工程表を提出すること。

○共通事項

・搬入開始までに、発注者及び受注者、川西町で協議を行う。協議時には、契約書の写し、作業場所の位置図、工程表を提出すること。その他、協議時に使用する書類等は監督職員の指示に従うこと。

・搬入業者が搬入に使用する車のナンバーと搬入開始日を、搬入の一週間前までに川西町住民保険課に直接届出すること。

- ・受入可能廃棄物であっても、産業廃棄物に該当するもの（建築用木材・産業用廃プラスチック等）は受入不可。
- ・除草作業を行った業者が別の業者に運搬を依頼する場合については川西町の一般廃棄物収集運搬許可業者とすること。
- ・可燃ゴミ、剪定ゴミ、雑草、木片、プラスチック類、汚損したペットボトル等は長さ50cmに切断し、直径10cm未満に割ること。
- ・液体等の内容物は処分後、土や草等の付着物は清掃後に搬入すること。
- ・搬出時、下記の搬入場所の順で搬入できるよう積み込むこと。

① 天理市清掃管理事務所（資源ゴミ回収、可燃物・不燃物の事前確認及びQRコード発行）

② やまとecoリサイクルセンター（不燃物回収）

③ やまとecoクリーンセンター（可燃物回収）

○不燃物

- ・家電については、家電リサイクル法に係る4品目を除く。
- ・汚損したカン・瓶など
- ・町指定のゴミ袋に入らない家具は不燃ゴミとして受け入れない。

○資源ゴミ

- ・中身の見える袋に入れて分別すること。

第9条 除草工の写真・出来形管理について

① 除草作業

作業写真の撮影方向については、着手前と竣工後の状況が対比できるように出来る限り同一箇所、同一方向で撮影すること。

撮影は、平面図中に示した①～⑩のブロックのうち、除草作業をした箇所ごとに4方向から1枚ずつ撮影すること。（1ブロックあたり4枚 最大計40枚）

また、刈取り高さがわかるよう、遠景写真1枚・近景写真1枚・刈取り高さが確認できる写真1枚を①～⑩のブロックごとに計3枚ずつ撮影すること（1ブロックあたり3枚 最大計30枚）。

作業の性格上、竣工後の形態が変化するため、ポール・箱尺等を用いて、写真により出来形が判別できるよう工夫して撮影すること。

② 巡視作業

平面図中に示した①～⑩のブロックのうち、4方向から1枚ずつ巡視作業を含めて撮影すること（1ブロックあたり4枚 計40枚）。

第7条⑦に挙げる事実を発見した場合、該当箇所の写真を撮影すること。

第10条 法規遵守

建設廃材、残土等の運搬がある場合、道路交通法、道路運搬法および貨物自動車・運送業法、その他関係法規を遵守すること。

第11条 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法(昭和47年7月5日 法律第117号)」第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。作業の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 作業内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、受注者判断にて施工が完了した後の協議により交通誘導警備員編成が変わった場合、増額設計変更は行わない。

配置場所	編成	昼夜別	交代要員	備考
作業箇所 (道路近傍)	交通誘導警備員 B 1名/日	昼間	無	

交通誘導警備員 A：警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

配置について、県道、町道、里道、水路での占用・交通規制等が必要な場合は、受注者が申請対応を行うこと。必要な費用は受注者負担とする。

第12条 機械施工について

- ① 機械施工を行う場合は、施工計画書に使用機械仕様等についての記載を行い監督職員への報告を行うこと。
- ② 現地着手前に現地状況を確認し、使用機械の性能に合うのか、また障害となる構造物等がないかの確認を行ったうえで着手すること。
- ③ 施工に際しては必要な安全対策を十分にとること。

第13条 事故発生時の対応について

受注者は、事故が発生した場合、直ちに監督職員に通報すると共に、別紙様式1の「事故速報」により報告を行うこと。また、誠実に事故対応を行うこと。

第14条 その他

- ① 施工に当り、変更等問題が生じた場合は速やかに監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。ただし、受注者判断にて施工が完了した後の協議による増額設計変更は行わない。
- ② 作業場所付近で他にも工事がされている場合は、現場の取り合い等の連絡調整を密にすること。
また、作業範囲内で文化財発掘調査が行われるため、十分に調整を行うこと（調査時期は別途監督職員より通知する）。
- ③ 除草作業は、第3条の実施期間に行うことを基準とし、作業工程を考慮して作業班を編成すること。上記期日を厳守し、作業状況により受注者の負担にて作業班を増やす等対応を行うこと。
- ④ 作業箇所は平面図の青囲みの箇所を最初に行うこと。
- ⑤ 施工方法については第6条のとおりとする。ただし、疑義が生じた場合は、その時点で監督職員に報告・協議を行ったうえで着手すること。
- ⑥ 作業範囲に隣接し稲作を行う箇所や家屋があることから、十分に注意し作業を行うこと。
- ⑦ 現地には土地境界杭が打ち込まれており、施工にあたり破損しないよう注意して施工する他、破損時の復旧方法を具体的に施工計画書に記載すること。
- ⑧ 本特記仕様書の第3条の実施期間において、作業を着手する3日前までに監督職員へ着手日を報告すること。また、作業が完了した時に監督職員へ速やかに完了を報告すること。

【様式1】

令和 年 月 日

- 1 事故発生日時 令和 年 月 日 () 時頃
- 2 工事番号
- 3 工事(業務)名
- 4 路線(河川)名等
- 5 工期 令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()
- 6 施工場所
- 7 工事概要

8 当初設計金額(請負金額)

9 受注者(代表者)

10 現場代理人・技術者等

11 被災者について

① 被災者の所属

② 被災者の症状

12 事故の概要

① 事故の経緯

② 事故の発生状況

③ 事故の発生要因

13 報告者